

2025年3月25日

一般社団法人日本医真菌学会  
代議員各位

一般社団法人日本医真菌学会  
理事長 宮崎 義継  
学会賞選考委員長 泉川 公一

### 日本医真菌学会賞受賞候補者の推薦について

日本医真菌学会賞に関する規約に基づき、日本医真菌学会賞受賞候補者の推薦をご依頼申し上げます。推薦要領については次ページ以降の規約をご確認ください。

・締め切り：

2025年5月16日（金）必着

・書類送付先：

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

株式会社春恒社学会事業部内

日本医真菌学会理事長 宮崎義継 宛

※レターパック等の配達記録が残るもので「学会賞推薦書類在中」と明記の上お送りください。

---

## 日本医真菌学会賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会賞（The Award of the Japanese Society for Medical Mycology）とする。
2. 本賞は医真菌学領域において優秀な研究業績を挙げた本会会員に対して本会総会において授与し、受賞者は記念講演を行う。
3. 本賞は賞状ならびに副賞より成る。副賞は記念碑を以ってこれに当てる。
4. 本賞は下記要領により選考される。
  - (1) 受賞業績の範囲は原則として本会の会誌または本会総会において発表された研究とする。
  - (2) 受賞業績は個人研究または共同研究のいずれでもよい。
  - (3) 受賞候補者の推薦者は、本会代議員とする。
  - (4) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
  - (5) 受賞業績は選考委員会において選考され、理事会において決定される。
  - (6) 選考委員会は理事の互選により選出された委員5名を以って構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長は委員の互選によって決定される。委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

## 付則

- (1) 本規約は1996年10月26日より施行する。
- (2) 本規約は2003年10月17日より施行する。
- (3) 本規約は2007年11月9日より施行する。
- (4) 推薦要領については別に定める。
- (5) 副賞に関する細則は別に定める。

## 日本医真菌学会賞受賞候補者

### 推薦要領

#### 1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨（2,000字程度） 5部
- (2) 当該業績に関する主要な原著論文5編の別刷 各5部
- (3) 業績目録（原著論文、総説、国際会議プロシーディング、著書など） 5部
- (4) 推薦状（推薦理由を掲載） 1部
- (5) 被推薦者の履歴（生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む） 5部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日 厳守のこと

4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

1. 副賞の記念碑に下記の文字を刻する。

贈

日本医真菌学会賞

(所属機関名)

姓名 職名(または博士号) 殿

年 月 日

日本医真菌学会

2. 副賞は当分の間本学会予算中の「学会賞」の費目を以って当てる。

---